

南相馬市スポーツ施設条例及び同条例施行規則の一部改正の概要 並びに施設の運営方針について

1. 改正の趣旨

平成 27 年 11 月から整備している「(仮称)南相馬市パークゴルフ場」については、平成 28 年 10 月 15 日から一部供用開始を予定しており、これに伴い当該施設を関係例規に規定する必要があることから、「南相馬市スポーツ施設条例」及び「同条例施行規則」並びに「南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例」の一部を改正するもの。

2. 改正の内容

(1) 南相馬市スポーツ施設条例

①別表第 1 中「みちのく鹿島球場」の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|-------------------|
| 南相馬市 パークゴルフ場 | 南相馬市鹿島区川子字大迫 2 番地 |
|-----------------|-------------------|

②別表第 2 中「2 南相馬市民プール及び南相馬屋内市民プール」の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------|---|
| 3 南相馬市 パークゴルフ場 | 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで 10 月 1 日から 3 月 31 日まで 午前 9 時から午後 4 時まで |
|-------------------|---|

③別表第 3 中「みちのく鹿島球場」の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|-------------------|-------------|-------|------|-------|
| 3 南相馬市 パークゴルフ場 | 個人利用 (1 回券) | 大人 | 1 回 | 500 |
| | | 高校生以下 | 1 回 | 250 |
| | 個人利用 (回数券) | 大人 | 12 回 | 5,000 |
| | | 高校生以下 | 12 回 | 2,500 |

※施設利用 1 回の料金の設定については、県内の施設と均衡を図るとともに、牛島パークゴルフ場と同一料金とした。また、回数券については、本市の他のスポーツ施設の回数に合わせ、12 回分とした。

※県内施設の状況を勘案し「面貸し」及び「年間券」の規定は設定しない。

④別表第 3 に、新たな項目として「4 附属備品利用料金」を加える。

| 設備 | 区分 | 単位 | 利用料金 (単位：円) |
|-----------------|-----|-----|----------------|
| 南相馬市 パークゴルフ場 | クラブ | 1 回 | 150 |
| | ボール | 1 回 | 50 |

※現行規程には備品利用料金に関する規定がないことから、新たに設定することとし、県内の施設と均衡を図るとともに、牛島パークゴルフ場と同一料金とした。

(2) 南相馬市スポーツ施設条例施行規則

- ①第 7 条第 1 項ただし書中「、前川原体育館」の次に「、南相馬市パークゴルフ場」を加える。

(3) 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例

- ①別表中、みちのく鹿島球場の項の次に、南相馬市パークゴルフ場を加える。(南相馬市スポーツ施設条例の附則で改正する)

※いずれの例規も平成 28 年 10 月 15 日から施行する。

3. 施設の運営方針

(1) 施設の管理運営

平成 29 年 3 月までは市の直営により運営し、平成 29 年 4 月の全面供用開始からは指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設の管理運営を行うこととする。

指定管理者は、公募により募集することとし、提案内容を審査の上決定することとする。

(2) 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ①平成 28 年 7 月 | 募集要項の作成 |
| ②平成 28 年 9 月下旬から 10 月下旬 | 募集要項の配布 |
| ③平成 28 年 11 月 | 指定管理者の選定 |
| ④平成 29 年 4 月～ | 指定管理者による管理運営 |

4. 供用開始後の大会開催に係る利用調整について

条例改正議決後の 10 月 1 日号広報紙等により市民周知を図ることとし、大会開催に係る利用調整は次のとおりとする。

①10 月 17 日～10 月末の間の大会

PG 協会主催及び関係大会のみを開催し、不具合箇所を是正する。

②11 月～3 月末の間の大会

10 月 15 日まで申し込みを受け付け、大会規模を加味しながら市で利用調整する。

③平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月の間の大会

1 月の広報紙で周知し、1 月末までに申し込みを受け付け、大会規模を加味しながら市で利用調整する。

④平成 30 年 4 月以降の大会

指定管理者で利用調整する。

※10 月 15 日：第 1 回市長杯 PG 大会、16 日：(仮称) 電力カップ PG 大会

5. 萱浜ニュースポーツ広場について

萱浜ニュースポーツ広場については、市の土地利用方針が決定するまでの間、暫定的にパークゴルフ、グラウンドゴルフ、ウッドボールに使用させているが、H29.4 のパークゴルフ場の供用開始後は、グラウンドゴルフ、ウッドボールでの使用にするよう調整していく。